



2 0 1 9 年 度

# 事 業 計 画 書

公益財団法人 滋賀県人権センター

## 2019年度 公益財団法人滋賀県人権センター事業計画

### I 基本方針

当センターは、同和問題解決のための総合的県民センターとして、1975年に「財団法人滋賀県解放県民センター」として設立しました。2003年度には、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の解決に向けて「財団法人滋賀県人権センター」に改称し、2011年度には公益法人制度改革に伴い公益財団法人に移行しました。これまで、さまざまな人権問題の課題解決に向けて行政・教育・運動と連携しながらさまざまな事業を展開してきました。

社会全体の人権意識の高まりとともに、2016年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの法律が施行されました。しかしながら、被差別部落に対する偏見や差別は年々悪質化し、特にインターネット上ではその匿名性もあって、差別表現が氾濫しています。また、女性に対する暴力、子どもや高齢者、障害者等への虐待など、人権課題はさらに複雑・多様化しています。

このような中、当センターでは、「将来構想」として、今後約10年間の展開を見据えて中期的に取り組むべき基本的な方向性を検討してきました。ここでは、今後当センターがめざす姿として、「滋賀県における県域を対象とした唯一の総合的人権センターとして、あらゆる人権問題の解決の中心的な役割を担う」との基本方針のもと、「啓発・教育」と「相談・支援」を大きな柱に事業を展開していくこととしました。

この方針に従い、毎年度の事業計画を策定していくこととなりますが、今年度の事業計画は、上記の議論を並行して進めていたこともあり、一部反映できるものを盛り込んだものとなりました。そのため、今年度は、従来の「啓発事業」「研修事業」「相談事業」「情報事業」として各種事業に取り組み、より充実した事業の展開に努めます。

啓発事業では、交流や対話をキーワードに、県民が自ら考え、主体的に参加できる啓発に取り組みます。特に今年度は同世代の連携をさらに深めるため、青年集会と高校生等交流集会を同日開催で実施します。また、各種つどいや集会についても、多くの県民のみなさんに参加いただけるよう、内容や開催形式を工夫して、多様な価値観や人権問題への理解や関心を深めます。

研修事業においては、これまでよりも幅広い年代に対象を広げ、将来の人権啓発リーダーとなるような人材の育成をめざした取組をすすめます。このため、従来の地域リーダー養成講座はクローズアップ人権講座として新たにスタートします。また、2001年より開校していたエキスパートスクール「人権の友」は人材育成に一定の役割を果たしたことから、新たにエンパワメントワークショップ出前講座として参加・体験型の出前講座として実施します。また、地域総合センターが、人権啓発と住民交流の拠点としての機能を十分に発揮できる

よう、相談援助技術を中心とした職員研修を実施し、福祉のネットワークづくりに努めます。

相談事業では、人権相談室としてこれまでと同様に、多種多様な人権相談に対し、関係機関と密接な連携を図りながら、相談者のニーズに応えられる相談事業を行います。地域総合センターへの運営・助言については連携をより密接に行うため、これまでの自立支援推進事業と運営助言事業とを統合し、各地域総合センターが相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に推進していけるよう、助言や連携を行います。インターネット上における人権侵害対応事業については、差別書き込みに対する削除を含めたモニタリングに継続して取り組むとともに、モニタリングリーダーの養成講座を実施し、関係機関・団体と連携した取組を行います。

情報事業では、2015年度より実施しております滋賀県における同和事業に係る関係資料収集事業の最終年度として、書籍の発行に向けて同和事業の実績や成果を集約します。

公益財団法人としての役割を改めて認識し、将来構想の策定過程での議論も踏まえ、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて果敢に挑んでいくとの決意のもと、次に掲げる事業を積極的に推進していきます。

## Ⅱ 具体的な事業計画

### 1. 啓発事業

#### (1) 人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

「2019年人権週間」に協賛し、広く県民が参加できるつどいを開催することで、県民一人ひとりが人権尊重と同和問題の解決に向け、学習や活動の輪をさらに広げ、実践交流と連帯を深め合うために実施する。

ア. 特別報告（人権作文発表・地域からの発信等）

イ. 記念講演

ウ. 人権ラブソングコンサート等

#### (2) 部落解放・人権確立をめざす滋賀県青年集会

県内の青年が、部落差別をはじめあらゆる差別の現実を学び、互いの思いや願いを交流するとともに、人権尊重に向けた実践活動をさらに発展させるために実施する。

#### (3) 滋賀県高校生等交流集会 ヒューマンライツ with アクション

県内の高校生等が、人権をテーマに交流・連帯を深め、地域のリーダーとしてそれぞれの地域社会において活動できるための育成事業として実施する。

ア. 全国高校生集会との連携

#### (4) 部落解放滋賀県女性のつどい

県内の女性が中心となり、部落解放と女性差別の撤廃を共通の課題として学び合い、自らの生き方や思いを語り合いながら人権尊重に向けた実践活動をさらに発展させるために実施する。

#### (5) 出版事業

県民啓発の一環として広報出版事業を行い、あわせて読者の拡大や啓発資料の充実・普及を図る。

ア. 月刊誌「じんけん」 毎月 15日発行

イ. 啓発資料の発行

#### (6) 講師派遣

同和問題をはじめ各種人権問題の課題解決の取組を支援するために、研修会に講師を派遣・紹介する。さらに、県域、市町域、企業等の研修会の企画・運営について助言を行う。

#### (7) 県民啓発助成

ア. 市町人権・同和教育推進協議会等事業費助成

イ. 部落解放研究滋賀県集会開催費助成

## 2. 研修事業

### (1) ⑧ クローズアップ人権講座

さまざまな人権問題についての先進的な取組や知識を学習し、受講者が「人権が尊重された地域社会の実現」に向けて、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発を積極的に推進することを目的に開催する。

部落問題	3日間	3講座
子どもの人権問題	}	4日間 4講座
アンガーマネジメント		
リスクマネジメント など		

### (2) ⑧ エンパワメントワークショップ出前講座

人権尊重の社会づくりをめざして、エンパワメント（自分の内なる力を引き出し、取り戻す）を中心とした参加・体験型の出前講座を実施する。また、これまで開校してきたエキスパートスクール「人権の友」研修事業の修了生の実践の場として連携を推進していく。

「一人ひとりの力を信じる参加型体験学習が社会を変える」

5～3月 ワークショップ実践・講演（16講座）

### (3) 人権擁護活動ブロック別合同研修会（7ブロック）

同和問題をはじめとする人権問題の解決等、日頃、地域のリーダーとして人権擁護活動に取り組む者が合同で研修を行い、それぞれの地域に根ざした人権擁護活動の充実・強化を図るために実施する。

### (4) 地域総合センター職員等研修事業

地域総合センターが、「福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンター」として「人権・同和問題の速やかな解決に資する」機能が十分に発揮できるよう、地域総合センター職員が必要とされる知識・専門的技術を学ぶとともに、センター職員としての自覚を深めるため、研修を実施してきた。特に、地域総合センターは相談事業が根幹をなすものであり、身近で信頼される「総合生活相談」がより充実するように、「相談援助技術講座」を核として「基礎講座」「事業推進講座」を実施する。

ア. 基礎講座	1日
イ. 相談援助技術講座	3日
ウ. 事業推進講座	1日

### (5) じんけんとふくしの推進講座

部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるとともに、地域総合センターと社会福祉協議会などの福祉関係機関・団体等との連携を深め、「福祉と人権のまちづくり」を基本にした地域福祉のネットワークづくりを目的に研修を実施する。

対象者：地域総合センター、福祉関係機関、保育所（園）、NPO法人などの職員

開催時期：11月中旬～下旬 2日（南北2会場）

### (6) 隣保事業士研修事業

隣保事業士は、隣保事業の歴史をもとに、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など隣保事業のコーディネート機能を充実・発展させることが求められます。隣保事業士交流研修会では、隣保事業の専門職性を活かし、地域総合センターが、「福祉と人権のまちづくり」を推進する、地域における第一線機関としての役割を再確認し、人と人のつながりを基本として、各地域での実践事例や先進的な取組を学び、各地域総合センターの既存事業の活性化や新たな事業展開へとつなげていくために、研修会を実施する。

ア．隣保事業士交流フォローアップ研修 12月

## 3. 相談事業

### (1) 人権相談

2003年度から人権相談室を設置し、県民のさまざまな人権に関する相談に対応してきた。近年は、社会環境の急速な変化に伴い、人権相談内容も多様で複雑化するとともに、相談件数も増加している。

こうしたことから、多様な相談に対して一層的確な助言や支援が出来るように、関係機関と密接な連携を図り、引き続き相談者のニーズに応えられる相談事業の実施と充実に努める。

また、相談内容の要因や背景を分析し、相談の中から「社会的課題」を発見し、今後の啓発活動に活かす。

さらに、部落差別をはじめとする差別事象・事件の解決の取組を行う。

ア．人権相談室の開設

（月・火・水・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00）

イ．弁護士相談

月1回第3木曜日に無料弁護士相談の実施。

ウ．県内訪問相談の実施

エ．滋賀県人権相談ネットワーク協議会への参画

オ. 広報活動

リーフレットの作成、啓発グッズ（ポケットティッシュ等）の作成・配布、ラジオスポット放送。

カ. 相談員スキルアップ

キ. 差別事象・事件の相談と啓発活動

関係機関・団体と連携し、対策会議や学習会等を通じて啓発活動を行う。

## （２）人権相談委員会

地域における人権擁護活動の強化を図り、関係機関・団体と連携して、さまざまな人権問題の解決を図るため、同和問題をはじめとする人権問題や、その他生活に関する相談等の解決に向け、相談者への支援活動を行う。

そのため、専門相談委員を設置し、人権相談室との連携を行いながら相談者への支援や相談事案の解決を図るとともに、関係機関への連絡調整や情報交換を行い、速やかな人権問題解決を図る。

また、差別事象の取組についての情報交換を引き続き行う。

ア. 総務委員会および全体会議、研修会

イ. 人権相談室および関係機関との連携・調整および助言

ウ. 相談者に対する支援活動

エ. 差別事象連絡会（毎月１回）

## （３）地域総合センター運営助言事業（自立支援推進事業と統合）

地域総合センターが、厚生労働省「隣保館運営要綱」および県「地域総合センター運営要綱」に基づき、適正な運営がなされるよう、助言・支援を実施する。

特に、今年度より自立支援推進事業と統合して、住民からの生活上の各種相談をとおして、就職困難者や不安定就労者等への社会的援護を要する人々の支援などについて、効果的な助言・支援が行えるようにした。

県や公共職業安定所等の関係機関と連携し、地域総合センターの活動が充実し、住民福祉の向上に寄与するよう努めていく。

ア. 地域総合センター運営重点助言訪問（１０センター）

・年１回 ８月中旬～９月中旬

・県、県教育委員会、当人権センター三者により地域総合センターに訪問し、運営助言と意見交換を行う。

イ. 地域総合センター事業活動巡回訪問 月１回

・地域総合センターや関係機関を定期的に訪問し、各センターが実施する基本事業および特別事業に対する助言、情報の提供および収集、意見交換等を行う。また、就職困難者や生活困窮者の自立支援を効果的に行えるよう体制の維持・強化促進に努める。

- ウ．各関係機関・団体との連携
  - ・滋賀県地域総合センター連絡協議会、全国隣保館連絡協議会、各ブロック職業対策連絡協議会、滋賀県社会福祉協議会、NPO法人等との連携を行い、効果的な助言・支援を行う。
- エ．地域総合センター総括会議 2月中旬～3月中旬
  - ・地域総合センターへの巡回訪問等の結果を分析し、各センターにフィードバックすることにより、次年度における各センターの効果的な事業推進に資する。

#### (4) インターネット上における人権侵害対応事業

インターネット上において匿名性を利用した悪質な書き込みや誹謗中傷、差別助長等が見られる現状にあることから、その実情を把握し、ネット上の人権侵害に対しての救済の方策を探るため、今年度よりモニタリングを本格的に開始する。

- ア．ホームページによる県民への周知
- イ．インターネット人権マスター講座の開催
  - 〔モニタリングリーダー養成（4講座）
  - 〔インターネット上における人権問題の基礎（2講座）
- ウ．相談対応マニュアルの周知徹底
- エ．モニタリングの実施と各市町への情報提供
- オ．県内市町担当者会議の開催と連携・協力
- カ．モニタリング実施団体が主催する連絡会等への参加

## 4. 情報事業

### (1) 啓発ライブラリーの運営

県内各市町、教育委員会、地域総合センター等で発行・制作された各種資料の収集を引き続き行うとともに、同和問題を中心に人権に関わる伝統文化等資料（伝統文化、生活文化、産業・労働）についても収集を継続しながら目録の充実を図り、情報として提供する。

また、啓発パネル、DVD等の貸出など県民の人権学習に貢献できる情報提供・サービスの充実に努める。

### (2) ホームページの運営

当センターの概要、各種事業の積極的な情報発信に努めるとともに、人権に関わる諸集会の情報を提供することにより参画・参加等を促進する。



### (3) 滋賀県における同和事業の関係資料収集事業

最終年度として、「(仮)滋賀県同和事業史」の書籍発行に向け、戦後における県内で実施されてきた同和事業(運動、教育、行政)に係る関係資料収集の整理・集約を行う。

### (4) 各人権センター等との連携

各地域の人権センターとの情報交換・連携を図る。また、県内の人権問題に取り組む機関、団体、NPO等との連携を図る。

ア. 県内の人権センターとの情報交換

イ. 全国人権ネットへの参加

ウ. その他の機関・団体・NPO等との連携

## 5. 人権センターの運営

### (1) 会議

ア. 理事会

イ. 評議員会

### (2) 特別賛助費制度

同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて当センターが実施する諸事業に対して、より多くの県民から賛同・協力を得るため、積極的な会員拡大を図る。

### (3) 職員研修の実施

階層別職員研修等

全職員研修

隣保事業士資格認定講習

### (4) 解放県民センター「光荘」の管理運営

管理運営委員会 年2回

北側外階段壁改修工事等

## 事業日程表

月 日	事業名	会 場	規模等	内 容
4月上旬 ～ 5月中旬	特別賛助費制度会員募集	—	各市町、県・ 企業・団体等	各市町等を巡回し、募集活動を展開する
4月中旬	評議員会【書面決議】	—	評議員11人	理事、監事、評議員の選任
5月上旬 ～ 12月下旬	高校等における進路状況調査	県内全高等学校 特別支援学校	県内の県立、 私立80校	県内全高校等における進路（進学・就労）状況の調査・研究を行う
5月中旬	地域総合センター職員研修会（基礎講座）1日	解放県民センター「光荘」他	地域総合センター職員等各30人	地域総合センター職員として必要な基礎的知識の研修（全体研修）
5月下旬	理事会	解放県民センター「光荘」	理事10人 監事 2人	2018年度事業・決算報告等
6月上旬	人権相談委員会、総務委員会および研修会	解放県民センター「光荘」	委員27人 市町19人	2018年度活動状況報告、2019年度活動方針および事業計画、委員の委嘱、役員選出、実践交流
5月 ～ 11月	クローズアップ人権講座	解放県民センター「光荘」他	220人	「部落問題」、「子どもの人権」、「アンガーマネジメント」、その他の人権課題等のテーマを7日間実施
5月 ～ 3月上旬	エンパワメントワークショップ出前講座	各研修先	各回15人以上	人権尊重の社会づくりをめざして、エンパワメントを中心とした参加・体験型の出前講座を実施する。
6月中旬 ～ 7月下旬	地域総合センター職員研修会（相談援助技術講座）3日	解放県民センター「光荘」	地域総合センター職員等各30人	地域総合センター職員として必要な実践的・専門的知識の研修（全体研修、ワークショップ、グループ学習）
6月中旬 ～ 11月下旬	インターネット上における人権侵害事象対応事業	解放県民センター「光荘」	200人	インターネット人権マスター講座・モニタリング実施団体との連絡会・市町担当者会議の実施
6月下旬	評議員会	解放県民センター「光荘」	評議員11人 監事 2人	理事・評議員・監事の選任、2018年度事業・決算報告等
	理事会		理事 10人 監事 2人	三役の選任等
8月上旬 ～ 9月下旬	地域総合センター運営重点助言訪問	地域総合センター	10センター	県、県教委および(公財)滋賀県人権センター三者共催による運営助言訪問を実施し、就労支援を行う。
10月 ～ 2月	人権擁護活動ブロック別研修会	県内7会場	800人	人権擁護委員、人権擁護推進員、人権相談委員合同の実践交流研究
10月上旬 ～ 11月下旬	地域総合センター職員研修会（事業推進講座）1日	解放県民センター「光荘」他	地域総合センター職員等各30人	地域総合センター職員が新たな事業を企画するための実践的・専門的知識の研修（全体研修、ワークショップ、グループ学習）

月 日	事 業 名	会 場	規模等	内 容
10月12日 (土)	部落解放・人権確立をめ ざす第44回滋賀県青 年集会	アクティ近 江八幡	県内青年等 200人	全体会・講演会、分散会等
	滋賀県高校生等交流集 会「ヒューマンライツ with アクション」		高校生等 200人	全体会・講演会、分散会、食文化交 流等
11月9日 (土)	部落解放第56回滋賀 県女性のつどい	未定	300人	講演会、体験発表、実践報告等
11月中旬 ～下旬	じんけんとふくしの 推進講座 2会場	解放県民セ ンター「光 荘」他	地域総合セン ター、市町福 祉担当課、社 会福祉協議会 等職員80人	「福祉と人権のまちづくり」を基本 にした地域福祉と地域福祉ネットワ ークづくり等の研修
12月8日 (日)	2019年人権週間協賛、人 権尊重と部落解放をめ ざす県民のつどい	滋賀県立文 化産業交流 会館	2,000人	意見発表、記念講演、特別報告、人権 パネル展、物産展等
12月中旬	隣保事業士交流フォロ ーアップ研修	解放県民セ ンター「光 荘」他	隣保事業士 40人	隣保事業士を対象とした研修（実践 報告、ネットワークづくりを支援）
2月上旬	啓発資料の発行			各種研修で活用できる啓発資料「人 権啓発教材集」の発行
2月中旬 ～ 3月上旬	地域総合センター 総括会議	未定	地 域 総 合 セ ンター長お よび運営委 員 50人	地域総合センター運営重点助言訪問 のフィードバック、社会福祉をはじ め各種施策や制度の促進啓発、地域 福祉事業等の研修を行う
3月下旬	理事会	解放県民セ ンター「光 荘」	理事10人 監事 2人	2020年度事業計画、会計予算等
毎月15日	月刊誌「じんけん」発行			人権に関する特集記事をはじめとす る最新情報等の提供
毎月1回 (第2 水曜日)	差別事象連絡会	解放県民セ ンター「光 荘」	関係者	人権相談委員会総務委員会の主要構 成機関団体による定例の連絡会開催 および調査、研究、情報交換等
常設 (月・火・ 水・金)	人権相談	解放県民セ ンター「光 荘」	県民	広く県民の相談に対応するため光荘 での常設相談
事前予約 (木曜日)	弁護士人権相談	県内	県民	月1回第3木曜日に無料弁護士相談 の実施

月 日	事 業 名	会 場	規模等	内 容
随 時	人権問題啓発ビデオ等の貸出	解放県民センター「光荘」他		啓発ビデオ等の貸出
	人権啓発パネルの貸出	解放県民センター「光荘」他		啓発パネルの貸出
	解放県民センター「光荘」管理運営委員会	解放県民センター「光荘」	委員 6人	解放県民センター「光荘」の管理運営等について審議する
	人権に関わる伝統文化等資料収集事業	各地域総合センター等		人権に関わる文化や伝統芸能、産業などに関する資料等の調査・収集
	職員の資質向上のための研修会	解放県民センター「光荘」他		研修会等に参加し、職員の資質向上を図る
	講師派遣	県内各地		依頼のあった研修会に講師を派遣
	各人権センター等との連携	解放県民センター「光荘」等		各地域の人権センターとの情報交換
	地域総合センター事業活動巡回訪問	各地域総合センター	2 3 センター	日常的な巡回訪問による指導、助言と意見交換を行う
	地域総合センター事業情報収集・意見交換等	各地域総合センター	5 センター	日常的な巡回訪問による情報収集と意見交換を行う
	全国隣保館連絡協議会、地域総合センター連絡協議会、ブロック連協との連携	全隣協、関係府県、各地域総合センター、関係市町		全隣協、県センター連協、各ブロック連協との連携および情報交換
	各市町との連携	各市町		関係市町との連携および情報収集・意見交換

2019年度公益財団法人滋賀県人権センター予算書（損益）  
2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：千)

勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,360	0	0	3,360
基本財産受取利息	3,360	0	0	3,360
受取会費	3,000	3,000	0	6,000
特別賛助会員受取会費	3,000	3,000	0	6,000
事業収益	6,049	0	0	6,049
人権啓発推進事業収益	50	0	0	50
賃貸借料収益	900	0	0	900
出版収益	1,899	0	0	1,899
講師派遣事業収益	3,200	0	0	3,200
受取補助金等	109,606	14,111	0	123,717
受取人権センター事業推進費補助金	93,517	13,121	0	106,638
受取人権センター社会教育活動等推進費	9,674	990	0	10,664
受取地域人権擁護活動補助	268	0	0	268
受取市町村同推協等事業費補助金	4,937	0	0	4,937
地域総合センター運営助言事業委託収益	1,210	0	0	1,210
受取寄付金	3,310	566	0	3,876
受取寄付金	3,310	566	0	3,876
雑収益	1	730	0	731
その他受取利息	1	730	0	731
経常収益合計	125,326	18,407	0	143,733
(2) 経常費用			0	0
事業費	126,254	0	0	126,254
給料手当	66,079	0	0	66,079
役員報酬	4,163	0	0	4,163
退職給付費用	3,297	0	0	3,297
福利厚生費	14,180	0	0	14,180
旅費交通費	3,892	0	0	3,892
通信運搬費	1,664	0	0	1,664
減価償却費	3,427	0	0	3,427
消耗什器備品費	116	0	0	116
消耗品費	1,859	0	0	1,859
修繕費	2,642	0	0	2,642
印刷製本費	1,959	0	0	1,959
燃料費	54	0	0	54
光熱水料費	3,136	0	0	3,136
賃借料	1,811	0	0	1,811
保険料	682	0	0	682
諸謝金	5,177	0	0	5,177
負担金	246	0	0	246
助成金	5,737	0	0	5,737
委託費	5,971	0	0	5,971
手数料	162	0	0	162

2019年度公益財団法人滋賀県人権センター予算書（損益）  
2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：千)

勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
管理費	0	17,862	0	17,862
役員報酬	0	3,843	0	3,843
給料手当	0	5,281	0	5,281
退職給付費用	0	263	0	263
福利厚生費	0	2,425	0	2,425
旅費交通費	0	305	0	305
通信運搬費	0	236	0	236
減価償却費	0	489	0	489
消耗什器備品費	0	4	0	4
消耗品費	0	180	0	180
修繕費	0	452	0	452
印刷製本費	0	255	0	255
燃料費	0	9	0	9
光熱水料費	0	536	0	536
賃借料	0	955	0	955
保険料	0	110	0	110
租税公課	0	17	0	17
支払負担金	0	619	0	619
委託費	0	846	0	846
手数料	0	941	0	941
雑費	0	96	0	96
経常費用合計	126,254	17,862	0	144,116
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 928	545	0	△ 383
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 928	545	0	△ 383
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益合計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用合計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 928	545	0	△ 383
当期一般正味財産増減額	△ 928	545	0	△ 383
一般正味財産期首残高	389,219	6,379	0	395,598
一般正味財産期末残高	388,291	6,924	0	395,215
II 指定正味財産増減の部				0
一般正味財産への振替額				0
一般正味財産への振替額	3,310	566	0	3,876
当期指定正味財産増加額	△ 3,310	△ 566	0	△ 3,876
指定正味財産期首残高	151,375	△ 4,201	0	147,174
指定正味財産期末残高	148,065	△ 4,767	0	143,298
III 正味財産期末残高	536,356	2,157	0	538,513